第百三十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　関税率表第九〇・一三項に該当するもの

八～十二　［略］

十三　関税率表第九〇・二七項に該当するもの

十四　［略］

十五　関税率表第九〇・三〇項に該当するもの

十六　［略］

十七　関税率表第九〇三二・一〇号及び第九〇三二・八一号に該当するもの

第百三十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　関税率表第九〇一三・一〇号及び第九〇一三・八〇号に該当するもの

八～十二　［略］

十三　関税率表第九〇・二七項（第九〇二七・二〇号、第九〇二七・三〇号及び第九〇二七・九〇号を除く。）に該当するもの

十四　［略］

十五　関税率表第九〇・三〇項（第九〇三〇・一〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・三三号、第九〇三〇・八四号及び第九〇三〇・九〇号を除く。）に該当するもの

十六　［略］

十七　関税率表第九〇三二・八一号に該当するもの

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。

第百三十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(48)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十七条～第百五十五条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和六年政令第百六十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

第百三十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第九五・〇三項に該当するものとする。

第百三十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

第百三十六条～第百五十四条　［略］